

エ・０・０（有効・保存期間：平成36年3月末）

一般(生企、地、少、刑企、捜一)第148号

平成31年4月9日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組については、「子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の強化について」（平成21年7月1日付け一般（生企・地・少・刑企・捜一）第108号。以下「旧通達」という。）に基づき推進しているところであるが、依然として、子供や女性が被害者となる性犯罪等が発生している現状を踏まえ、その前兆とみられる声かけ、つきまとい等について行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動（以下「先制・予防的活動」という。）を今後も推進していく必要がある。

各所属長においては、下記のとおり、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための先制・予防的活動を強力に推進されたい。

なお、旧通達は平成31年4月8日限り廃止する。

記

1 子供と女性を性犯罪等の被害から守るための体制の確保等

子供や女性を対象とする性犯罪等（子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪（犯罪手口資料取扱規則（昭和57年国家公安委員会規則第1号）第3条第8号に規定する性的犯罪をいう。）をいう。以下同じ。）については、全国的に子供が被害に遭う凶悪事件が後を絶たないほか、依然として、性犯罪目的から女性が殺害される事件等が発生している。この種犯罪は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、また、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせる。

子供や女性を対象とする性犯罪等が被害者等の心身に与える影響の重大性等にかんがみると、その前兆とみられる声かけ、つきまとい等が発生した段階でこれに対処し、性犯罪等の未然防止を図る先制・予防的な警察活動が特に重要である。

本県では、警察本部生活安全企画課内に人身安全関連事案対策室（「以下「対策室」という。）を設置して子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等について行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる先制・予防的活動を推進しており、警察署においても、先制・予防的活動の重要性を再

認識するとともに、対策室と連携し、同活動を迅速かつ継続的に行うこと。

2 先制・予防的活動の推進

(1) 情報の収集及び分析の強化

警察が把握するに至っていない声かけ、つきまとい等の事案については、未だに相当数あると思料されることから、同事案の把握の強化に努めること。

把握した声かけ、つきまとい等については、被害者からの事情聴取、現場周辺での聞き取り等により行為者の特定に関する情報の収集に努めるとともに、対策室において情報を集約し、行為の手口、現場の特徴、類似事件との関連性等について、行為者の特定に資する分析を行うこと。

(2) 声かけ等に対する的確な警告措置等の推進

警察署は、対策室と連携し、その情報分析の結果に基づく、効率的かつ効果的なよう撃、行動確認等を行い、行為者の特定に努め、行為者を特定した場合には、子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止するとの観点から、検挙又は指導・警告措置を的確に実施すること。

(3) 関係部門との連携の確保

声かけ、つきまとい等の情報は、地域部門を始めとする各部門における各種活動を通じて把握される場合が多いことから、警察署においては署員に対する教養を徹底し情報の収集に努めること。

また、先制・予防的活動は、刑事部門における性的犯罪の捜査活動と密接に関連していることから、対策室においては、刑事部門との情報共有等緊密な連携を図ること。

(本件担当)

生活安全企画課

人身安全関連事案特捜担当課長補佐